

京都市市民参加推進条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第 36号）（文化市民局地域自治推進室）

京都市地域コミュニティ活性化・市民参加推進審議会を設置することに伴い、次のとおり京都市市民参加推進フォーラム及び市民参加推進計画に係る規定を整備することとしました。

1 京都市市民参加推進フォーラムの廃止

京都市市民参加推進フォーラムに係る規定を廃止することとしました。

2 市民参加推進計画に係る規定の整備

京都市市民参加推進条例及び京都市地域コミュニティ活性化推進条例における計画の策定等に係る規定の整備することとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市市民参加推進条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第36号

京都市市民参加推進条例の一部を改正する条例

京都市市民参加推進条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「を総合的に推進」を「の推進に関する施策を総合的に実施」に改め、同条中第4項を第7項とし、第3項を第6項とし、同条第2項中「、又は変更し」を削り、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前2項の規定は、市民参加推進計画の変更について準用する。

第6条第1項の次に次の2項を加える。

2 市民参加推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民参加の推進に関する目標
- (2) 市民参加の推進に関する取組
- (3) その他市民参加の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な事項

3 市長は、市民参加推進計画を定めるに当たっては、京都市地域コミュニティ活性化・市民参加推進審議会の意見を聴かなければならない。

第11条から第13条までを削り、第14条を第11条とする。

附則第2項後段中「同条第4項」を「同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)